

1-3-3 解説

1. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (通称：交通バリアフリー法)

高齢者、身体障がい者等が日常生活、社会生活を営む上で重要な、公共交通機関を利用した移動に係る利便性や安全性の向上を促進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号、通称交通バリアフリー法）」が、平成12年5月17日公布、同年12年11月15日に施行された。

交通バリアフリー法は、旅客施設を中心とする地区における重点的・一体的なバリアフリー化の実現のための措置を定め、公共交通機関の旅客施設や車両等の構造・設備を改善するとともに、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進し、高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る法律である。

なお、本法は平成18年12月20日にバリアフリー法が施行されたことに伴い廃止された。

2. 重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

本基準は、道路法（昭和27年法律第180号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）に定めるもののほか、歩道の基本的構造等に関して定めるものであったが、現在はこれに代わるものとして「道路移動等円滑化基準」が定められている。

3. 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

平成12年11月の交通バリアフリー法及び「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の施行を受け、国土交通省では、上記基準の運用と解説のためのガイドラインを策定し、有識者、関係団体、福祉関連に携わる専門家、行政担当者等による懇談会（道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会）を設置し、多角的な意見、要望を取り

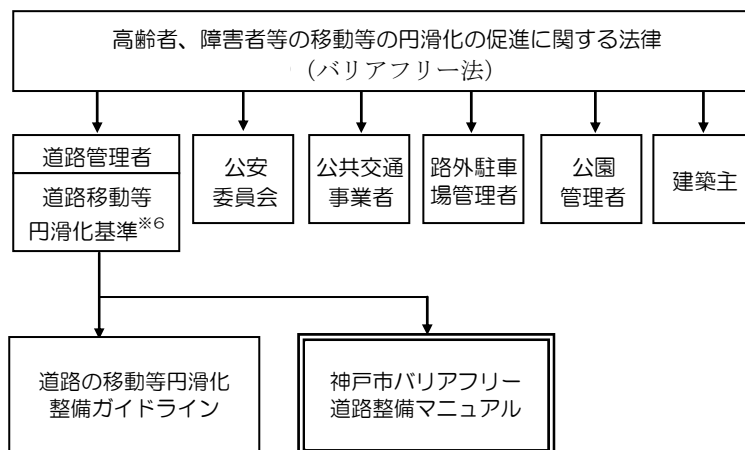


図1-3-2 体系図

入れ、「道路の移動円滑化整備ガイドライン（基礎編）」として、歩道、立体横断施設、誘導用ブロック等の基本的な部分について取りまとめた。

この後、その他の部分（駅前広場、駐車場等）を追加し、完成版である「道路の移動円滑化整備ガイドライン」として、平成15年1月に出版され、さらに2度の改定を経て、現在は、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成23年8月）として、(財)国土技術研究センターから発行されている。

4. 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）

不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障がい者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号、通称ハートビル法）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障がい者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。また、平成14年の改正では、高齢者や身体障がい者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。併せて、特別特定建築物（不特定多数の者または主に高齢者や身体障がい者等が利用する特定建築物）の建築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

なお、本法は平成18年12月20日にバリアフリー法が施行されたことに伴い廃止された。

5. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(通称：バリアフリー法)

交通バリアフリー法とハートビル法によるバリアフリー化の整備が進められるうちに、道路と建築物が一体的に整備されていないことによる不具合が指摘されるようになった。

そこで、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号、通称バリアフリー法）」が平成18年6月21日交付、同年12月20日施行された。

バリアフリー法は、高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む全ての障がい者）、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを図る法律である。

6. 道路移動等円滑化基準

バリアフリー法第10条に基づく特定道路の新設または改築を行うに際して適合させるべき基準で、地方公共団体の条例（一般国道については国土交通省令）で定める。

特定道路をこの基準に適合させる義務が課されているだけでなく、その他の全ての道路に対してもこの基準に適合させるよう努力する義務が課されている。道路移動等円滑化基準の主な内容は以下の通りである。

- ① 道路には原則として歩道等を設けること。また歩道等の幅員については、基準に定められた有効幅員を確保すること。
- ② 歩道等の舗装は、平たんで、かつ、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
- ③ 歩道等の縦断勾配は、原則として、5%以下とするものとする。
- ④ 道路には必要な箇所にエレベーター等が設置され移動等円滑化された立体横断施設を設けること。
- ⑤ バス停留所には、原則としてベンチ及び上屋を設けるものとする。
- ⑥ 歩道等の通路には、必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものとする。等

7. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

国土交通省では、バリアフリー法の施行に合わせて、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指し、バリアフリー法に基づく特定道

路等の新設または改築を行うに際して適合させる基準として「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年12月19日国土交通省令第116号)を定めた。

平成23年8月の「バリアフリー法」の改正により、現在は、一般国道の道路移動等円滑化基準となっている。

8. 神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例 (平成25年3月条例第70号)

平成23年8月の「バリアフリー法」の改正により、道路移動等円滑化基準は地方公共団体の条例(一般国道については国土交通省令)で定めることとなったため、神戸市が管理する県道及び市道の道路移動等円滑化基準等を定める本条例を制定した(平成25年3月)。本条例の第6条が道路移動等円滑化基準となっている。

内容は、概ね一般国道の道路移動等円滑化基準(国土交通省令)と同様だが、縁石の高さ、視覚障がい者誘導用ブロックの色等について、市独自の基準を設けている。

9. 移動等円滑化基本構想

移動等円滑化基本構想とは、次に掲げる事項について市町村が定めるものである。なお、交通バリアフリー法において策定された基本構想及び特定経路は、法附則第五条の経過措置によりバリアフリー法の規定により策定されたものとみなされる。

- ① 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- ② 重点整備地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ⑤ ④に掲げる事業と併せて実施する市街地開発事業等に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車等の駐車施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項 等

10. 重点整備地区

重点整備地区とは、次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- ① 生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ② 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されるこ

とが特に必要であると認められる地区であること。

- ③ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

11. 特定旅客施設

特定旅客施設とは、旅客施設のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものをいう。

- ① 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- ② 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数の見込み）が①の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数と同程度以上であると認められること。
- イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した①の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
- ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障がい者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障がい者の人数が、全国の区域における人口及び障がい者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した①の要件に該当する旅客施設を利用する障がい者の人数以上であること。
- ③ ①②に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

12. 特定道路

特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものをいう。

13. 道路特定事業

道路特定事業とは、次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業

を含む。)をいう。

- ① 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
- ② 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

14. 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ① 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
- ② ①の事業に伴い特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ③ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

15. 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ① 高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
- ② 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

16. 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

17. 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは、都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

18. 建築物特定事業

建築物特定事業とは、次に掲げる事業をいう。

- ① 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。②において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ② 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

19. 移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の建築物所有者や土地所有者等が、移動等円滑化のための経路の整備又は管理について締結する協定。移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならないが、土地等の所有者が変わっても、その協定は効力を持つ。

例えば、道路幅員が狭くて道路区域内にエレベーターが設置できない場合に各種施設に設置されているエレベーターを利用することや、道路の有効幅員が確保できない場合に歩道と連続する民間等の沿道スペースを活用する場合などを想定している。

20. その他の道路

新設特定道路を除く神戸市が管理する全ての道路法上の道路をいう。その他の道路についても、バリアフリー法により道路移動等円滑化基準に適合させる努力義務が課せられており、『すべての人にやさしいまちづくり』を進めるために、本マニュアルを可能な限り積極的に適用するものとする。

21. 標準案内用図記号

情報を図形で提供する案内用図記号は、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段である。

「標準案内用図記号」とは、不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設において使用する案内用図記号の一層の充実、標準化を図るため、2001年3月に、交通事業者、各種団体、学識経験者、デザイナー、行政機関等からなる「一般案内用図記号検討委員会」において決定された125項目の案内用図記号のことをいう。

「標準案内用図記号」については、交通エコロジー・モビリティ財団より、「ひと目でわかるシンボルサイン標準案内用図記号ガイドブック」^{参考37}として解説書が出版されている。

なお、2002年3月にこのうち110項目がJIS規格化された（JIS Z8210）。